

新時代に沿った中央会活動指針・行動計画が取りまとめられる (全国中央会)

中小企業団体中央会(「中央会」)は、その殆どが昭和30年から31年にかけて設立されて以来半世紀を迎え、今新たな歩みを始めている。

この間、事業協同組合をはじめとする各種中小企業組合の連携組織を通じた中小企業振興を使命とし、組合の設立、組合運営・共同事業等への支援を行い、組合を構成する中小企業者の経営の近代化、合理化、高度化等に努めるとともに、国及び地方公共団体の中企業施策の重要な柱の一つである組織化施策の担い手として、その重責を果たしてきた。

しかしながら、近年、中央会を取り巻く環境は、中小企業基本法改正による中小企業政策の転換、都道府県中央会指導員等の人件費の一般財源化、三位一体改革による税源移譲に伴う中小企業連携組織対策事業に係る都道府県向け国库補助金の廃止、中小企業景況の長期低迷等による会員組合の減少等、非常に厳しい状況にある。

中央会が、今後とも組合をはじめとする中小企業連携組織からは無論のこと、中小企業者、国、地方公共団体及び他の中小企業支援機関等より、従来にもまして期待され、かつ、その使命を果たしていくためには、自らの活動指針・行動計画を確立し、それに即して活動していくことが求められている。

全国中央会では、去る3月に報告書を取りまとめている。以下その概要、抜粋である。

1. 中央会活動指針・行動計画策定にあたって

(1) 中央会活動指針・行動計画策定の目的

これまで、中小企業組合は、各種の共同事業を通じて、中小企業の経営合理化・高度化、取引条件の改善、資金調達の円滑化、経営革新、人材養成、研究開発等、大きな役割を果たすとともに、中小企業政策の受け皿としても機能してきた。今後においても中小企業

振興に寄与するこれら中小企業組合の機能はより一層の充実・強化が求められているとともに、中小企業組合を支援する中央会の存在意義もいささかも減じることがないと確信する。

今後、都道府県中央会並びに全国中央会の活動は、従来のように単に政策に追随するだけではなく、中小企業と組合のニーズを真摯に受け止め、積極的に道を切り開いていくことが肝要と考える。このため、時代に即応した中央会活動指針・行動計画を策定することとした。

2. 中央会の位置づけ

都道府県中央会並びに全国中央会は、「中小企業連携組織の専門支援機関」として位置づけ、組合制度の普及発展及び中小企業、任意グループ等を含めた中小企業全体の健全な発展を図ることを目的とした各種事業を展開することが必要である。

なお、中小企業連携組織が抱え

る課題・問題は、それぞれの組織によって異なり、複雑多岐にわたる。その解決のため、行政をはじめ他の中小企業支援機関との連携や外部専門家を有効に活用するなど、これら外部機関等との連携・連絡を密にして、中小企業連携組織からのあらゆる相談・支援ニーズに対応する体制を整備することが必要である。

都道府県中央会並びに全国中央会は、中小企業連携組織の専門支援機関として、時代の変化に即した各種事業の充実を図り、組合等の中小企業連携組織への支援を通じて、中小企業の振興を図り、地域経済の発展ひいては日本経済の発展に貢献することが求められている。

3. 中央会の支援対象

中央会の支援対象については、組合等がその中核であることはもちろんであるが、経済・社会環境の変化に応じて、中小企業連携組織も組合等に限らずあらゆる連携

組織が出現していることから、都道府県中央会並びに全国中央会は、組合等への指導・支援ノウハウを活かし、中小企業者が関係する社団法人・財団法人、LLP、LLC、NPO、任意グループ、新連携等の中小企業連携組織に対しても支援を行い、地域の中小企業の健全な発展に寄与する事業を展開することとする。

そのため、都道府県中央会の支援対象は、次のとおりとする。

(1) 都道府県中央会の支援対象

- ・ 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ・ その他中小企業者によって構成される組合(生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、水産加工業協同組合等)
- ・ 中小企業者が関係する社団法人、財団法人
- ・ 中小企業者で構成される任意グループ、共同出資会社、新連携等の連携組織
- ・ 中小企業者が関係するLLP、LLC、NPO
- ・ 上記の中小企業連携組織の構成員である中小企業者

・ 創業希望者

・ その他中小企業連携組織の設立をめざす中小企業

4. 中央会活動指針

都道府県中央会及び全国中央会は、組合法に規定された組合等に対する事業及び経営の指導事業の精度を高めるとともに、中小企業連携組織に対する指導支援を行うことにより、地域経済・産業振興支援、中小企業の健全な発達を図るため、積極的な事業活動を展開する。

そのため、都道府県中央会並びに全国中央会では、会員団体の大勢を占める組合等への指導・支援の強化を図るとともに、新たな事業分野とも言える「コーディネーター事業」への積極的な取り組みを行うこととする。

(1) 組合等への指導・支援強化

組合等の現状をみると、共同事業の停滞により財政上厳しい状況が続いていたり、組合員ニーズを捉えた新規事業への転換がなかなか果たせない状況にある等停滞している組合が多いのも確かである。組合等は、現状を打破し、更なる発展を目指すためにも組合員の事業ニーズを把握し、既存事業の

再構築、新規事業の創出を図ることが肝要であり、そのためには、中央会がそれぞれの組合の現状を捉えた上での活性化策、事業再構築・新事業の提案等を行うことにより組合を支援していくことが肝要である。

① 中小企業組合の現状把握と指導の実践

中央会指導員が個々に巡回指導等を通じて組合並びに組合員の実態を把握するとともに、中央会職員によるプロジェクトチーム等を編成するなどして、中央会組織として個別組合に対して活性化策、事業再構築等の提案を行うことが必要である。

- ② 地域経済・産業振興支援
 - ③ 改正組合法等の普及と指導
 - ④ 組合役員・事務局、中央会職員の人材教育
 - ① コーディネーター事業への取り組み強化
 - ① 中央会としてのコーディネーター事業への取り組み
- 平成19年度新政策として創設される「中小企業地域資源活用プログラム」など、いわば中小企業のコーディネーター活動が必要な支援策が多くなっている。

都道府県中央会の新たな事業領域として、その役割を果たしていくことが重要である。

② 中央会職員を対象としたコーディネーター養成の実施

5. 都道府県中央会と全国中央会の事業活動

- ① 都道府県中央会の事業活動
- ① 中小企業組合等連携組織への指導・支援
- ② 地域経済・産業振興支援
- ③ 人材養成
- ④ 組合関係の情報収集・提供
- ⑤ 組合等の展示会・見本市等の開催・斡旋
- ⑥ 建議
- ⑦ 財政基盤確立に向けた活動・事業の企画・検討・実践

- ② 全国中央会の事業活動
- ① 都道府県中央会への支援
- ② 全国組合・団体への指導・支援
- ③ 人材養成
- ④ 組合関係の情報収集・提供
- ⑤ 組合等の展示会・見本市等の開催・斡旋
- ⑥ 都道府県中央会に対する指示・建議
- ⑦ 財政基盤確立に向けた活動・事業の企画・検討・実践

6. 行動計画(略)